

## 平成29年度第3回佐倉市環境審議会（公開）

# 会議概要

日時	平成29年12月22日（金）10時00分～11時40分
会場	佐倉市役所 1号館 3階会議室
出席委員（6名）	
	本橋会長（（公財）印旛沼環境基金 上席研究員）
	加納委員（公募市民）
	川村委員（公募市民）
	古市委員（公募市民）
	原委員（東京情報大学総合情報学部教授）
	瀧委員（千葉工業大学名誉教授）
欠席委員（5名）	
	杉戸委員（千葉県印旛健康福祉センター長）
	中村副会長（敬愛大学国際学部教授）
	沼田委員（佐倉市校長会 会長）
	金子委員（佐倉商工会議所 常議員）
	斉藤委員（千葉みらい農業協同組合 佐倉地区女性部代表）
事務局	環境部：井坂部長
	環境政策課：秋葉課長・近田副主幹・小林主査・関根主査補
担当課	環境政策課：秋葉主査・志津主査・忍足技師
書記	環境政策課：関根主査補
傍聴人	0名

### 会議次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 諮問

4 議事

「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）」の策定について

5 答申

6 その他

「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定について報告

7 閉会

## 会議内容

### 1 開 会

事務局（環境政策課長）により開会

### 2 市長挨拶

委員の皆様におかれましては、日頃より、佐倉市の環境施策に対しまして、ご指導をいただき、心より感謝を申し上げます。

また、9月に開催いたしました第1回審議会におきましては「再生土の規制」について、答申を頂き、誠にありがとうございました。この件につきましては、市議会の議決を得て、来年4月1日の施行に向け準備を進めているところでございます。

さて、本日の議題の「佐倉市生活排水対策推進計画」でございますが、佐倉市は、水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定を受けまして、平成6年3月に第1次計画を策定し家庭排水による水質汚濁の防止に努めてまいりました。

残念ながら、印旛沼の水質は、環境基準を大きく超過する状況が続いておりますが、これを改善できるように、県や流域市町と連携をいたしまして、総合的な対策を進めていく所存でございます。

生活排水対策につきましても引き続き、計画的に進めていくことを目指し、第3次となる「生活排水対策推進計画」の素案として取り纏め、先月の第2回審議会にて、委員の皆様からご意見を頂きました。今回、ご意見に基づき、修正をいたしまして、正式に諮問をさせて頂く運びとなりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 3 諮 問

市長から会長へ諮問書手交

「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）」の策定について

### 4 議 事

「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）」の策定について

（以降、本橋会長による議事進行。）

#### 【議 長】（会長）

「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）」の策定について、事務局に説明を求めます。

#### 【環境政策課】

「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）（案）」についてご説明します。

目次について、より内容を正確に表現するため、第2章と第5章のタイトルを修正しました。

1 ページ、改正水質汚濁防止法という文言の後に、(以下、「法という」)を追加しました。また、(3)生活排水対策重点地域と生活排水対策推進計画について、法令上の根拠条文、加えて県が重点地域を指定する旨を明記しました。

2 ページ、計画の基本理念の表現を修正しました。

3 ページ、計画の期間についての項目を3行追加しました。

11 ページ、気象の傾向の部分を、委員のご意見を踏まえ修正しました。

14 ページ、図3-5の縦軸の項目名について、頭数(頭)を面積(ha)に修正しました。

44 ページ、ですます調を修正しました。また、文言を一部修正しました。

次に資料2、案に対するご意見と事務局としての回答について、ご説明します。

項目6、16ページの観光の項目は、佐倉市の概要の一部として記載したものです。観光客数の目標ということになりますと、観光振興という側面がつよくなります。ご意見を担当課にお伝えしたいと思いますが、印旛沼周辺の交流人口の増加は、環境面からも大切なことと受け止めております。

項目番号9、生活系以外も含めた佐倉市全体での印旛沼へのCOD排出の負荷割合が20.1%、今回の計画によるCOD排出汚濁負荷量の削減は38ページのCODの項目の印旛沼計の部分となりますので、3.3%となります。つまり、計画の印旛沼全体への寄与率は、20.1%の3.3%、0.6%程度となります。

項目番号12、表4-3の供用開始面積は累計となります。普及状況は、佐倉市の全面積の約27%の2,818haで下水道整備計画が定められており、そのうちの約9割、2,541haが平成29年3月末までに供用開始されております。

項目番号14、単独浄化槽について、届出義務のない単独処理浄化槽の実数や管理状況は把握しておりませんが、下水道の整備や高度処理合併浄化槽の普及により、単独処理浄化槽による水質汚濁負荷量を減らしていきたいと考えております。

項目番号17、33ページのタイトルをポジティブな表現にということで、「本市単独での生活排水対策の限界」を「流域市町との連携」に変更しました。

項目番号19、目標値は佐倉市污水適正処理構想との整合性を図る中で、設定したものです。なお、本計画の目標設定については、第2期の計画同様に、排出汚濁負荷量の総量で削減目標を示す形式を採用しています。河川別各水質項目別の数値の算出はしておりません。なお、水質汚濁負荷量の計算については、生活排水処理率を示した36ページの生活排水処理率の設定の数字が基本となっており、これに国の示している算定方式を用いて計算したものです。(算出方法について資料4により説明)

項目番号24、ご意見をいただいた内容については、千葉県が中心となって組織さ

れている印旛沼流域水循環健全化会議や印旛沼水質保全協議会で取り組まれている内容となります。本計画は、基本的には本市単独での生活排水対策を定めるものです。印旛沼の浄化再生については、千葉県や流城市町と協力して対策を講じています。

項目番号27、生活排水対策に係る啓発に関する事項において8項目の対策をあげていますが、これらの年間予算は約940万円となっております。

**【議長】(会長)**

事務局から第3期の推進計画を更に修正したもの、各委員からの意見に対する当局の回答をしていただきましたが、更に何か質問のある方、ご意見のある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

目次の第1章-3が抜けています。また、目次の第1章のタイトルは「経緯」となっていますが本文は「背景」となっています。

**【環境政策課】**

本文に合わせる形で訂正いたします。

**【委員】**

資料2の22の項目について、文言を修正しますと書いてありますが、修正されていません。

また、計画の期間を本文に明確に書いていただいているのですが、これを市民等が読んだ場合に第2章-4を見ないと分からないので、表紙に目標年度の記載があると良いと思います。

**【環境政策課】**

表紙に分かりやすい形で記載したいと思います。

**【委員】**

市民目線で拝見すると、4ページの図2-1について、第4次佐倉市総合計画に基づいて環境基本計画があってこの計画があるということを読み取れますが、これもそれぞれ年次を示していただかないと把握しにくいので、検討いただきたいと思います。併せて3ページの計画開始年度は、2018年度(平成29年度)と記載されていますが、2018年度であれば平成30年度です。

### 【環境政策課】

図 2-1、3ページの表記について変更させていただきます。

### 【委員】

27ページの表 4-3 の供用開始面積ですが、一般的に供用開始というとその年度に開始したと見られます。ところが累計ということですので、開始という文言がない方が分かりやすいと思います。専門家は供用開始でいいかもしれませんが、一般市民には馴染まないと思います。

それから商業、工業面積を入れたらどうかという話をさせていただきました。グラフで農地がどれ位減ったとか、山林がどれ位減ったとか、宅地がどれ位増えたとか何となく分かるのですが、原因がどこにあるのか良く分かりません。そういう意味では、商業地の面積について、例えば駐車場を広く取らなければいけない、そこがアスファルトということになると、雨水の地下浸透が激減する訳です。その当たりがグラフの中に出てきた方が今後の話が膨らむ気がします。

資料2の14番について、特に単独処理浄化槽の管理がしっかりしていないとものに水質に関わってくる訳です。そういう意味では今までは数や管理状況を把握しなくてもよかったかもしれませんが、印旛沼をそれなりの佐倉市の経済的資源、環境的資源にするためにしっかりと把握しておく必要があると思います。

### 【環境政策課】

27ページの表 4-3 については、開始を削除したいと思います。次に14ページ図 3-5 地目別面積につきましては、資産税課の資料に基づき、宅地という地目になっている所を算出しておりますが、それぞれの内訳というものが資産税課では集計が難しいということで、別の形で数字を取ることが可能か調査したいと思います。

単独処理浄化槽につきましては、平成13年に禁止されましたが、それ以前から使っている方についてどのように転換を図れば良いかが大事な部分かと思えます。個別訪問をして下水道に接続していただけるようお願いをしているところですが、他市町の状況を見ながら効果が上がる方法を検討していきたいと思えます。

### 【委員】

単独浄化槽については、流域下水に繋いでほしいという要請をしている訳ですね。その中で現在どういう状況かということを加えて質問していただければ、データとして揃っていきますので、その当たりの工夫をお願いします。

### 【議長】会長

下水道の供用について、確かに累積値です。一般の人が見ると毎年これだけ増えて

いると思うのですが、そうではありません。しかし、そういう言葉を使っているのが事実です。

14ページの表ですが、地区別市街化区域、市街化調整区域とあります。この市街化という言葉と宅地はイコールではないですよ。公園、緑地はある程度はつきりしていますが、小学校とか商業地は分からないものですから市街地という言葉を使っています。ここでどうして宅地という言葉が出てくるのか、市街地でいい感じがします。

#### 【委員】

佐倉市が印旛沼に対して強い思いを持っているという面から見れば、ある程度細かいデータを持っておく必要があると思います。

#### 【議長】会長

その通りです。先ほどの単独処理浄化槽について、はっきりと数字をとらえられたのは、平成12年の浄化槽法の改正です。その前までの単独処理浄化槽は、誰がどういう形で設置しているのか分からないというのが実情です。だからどこにベースを置いていくのか。例えば農家が持っている単独処理浄化槽は、許可がないという形でやっているものですから、そこをどのように勘定に入れるか、努力しなければいけないことは事実です。確かにある程度のこれからの印旛沼の負荷を考えなければいけない。それをどういうすべで明らかにするか行政として考えて行く必要があります。今直ぐという訳ではなく、これからそれがはっきりとした段階において、この推進計画は新しい知見が入った場合、修正ができるはずですよ。

#### 【委員】

行政が掴んでいるデータで表などを作成されていると思いますが、もっと細かい分析をすることも非常に重要になってくると思います。例えば千葉県は大学が多いので大学などと協力してデータを加工・分析し、原因を探るような研究を行い、その成果に基づいた改善策を次の計画へ記載していけば説得力が増すようになると思います。すぐには困難でも、そのような方向を目指すタイムスパンを取ってやっていただければいいと思います。

#### 【委員】

流域内の問題だということでは自然系が負荷をかけていることを論せず、生活系だけ論じてもちよっとおかしいのではないかという意見を書かせていただきました。生活排水対策ですから私の意見はちよっと逸れていたかなと思いますが、ただ自然系も見ている、そういうものが見えてきてもいいのではないかと思います。一般市民が見て自然系

の問題と言いながら生活系の残り 30%程度のところを何とかしようとする我々の生活を縛ることになるのではないかと、そういうことには賛同できないという人も出てくる可能性も無きにしも非ず、その辺も十分に注意していただきたいと思います。

その典型が私が質問させていただいた窒素とリンの水質の問題です。それが2ケタになるかならないか8%から11%位ですね。それを30何%削減する。もし1年2年でできるならば、もうできている筈です。印旛沼健全化会議が掲げたものを倣ってやるのだと、これではイニシアティブを取る佐倉市としては、ちょっと弱いのではないかと感じます。目標は30何%かもしれないですが、今期における目標は何%位なのか、そういうようなことを書いておく必要があります。ポジティブな動きを市がやっているということを表明できると思います。

#### 【議長】会長

佐倉市生活排水対策推進計画は法で定められています。平成2年に改正された水質汚濁防止法の中に生活排水という概念が盛り込まれ、重点地域に指定された所はこういった計画書を作りなさいとなりました。しかし印旛沼だけでなく佐倉市全体の排水負荷量を見た場合、生活排水の占める割合はそう高くはないです。そうすると佐倉市のCODに対して生活排水の割合は11%、窒素は16%、リンは21%。それに対し自然が83%を占めています。窒素は74%、リンは46%、この中でも一番大きい負荷源は市街地です。市街地の問題というのは、どのように対応していくのか、佐倉市独自の問題もあると思いますが、県の健全化会議の中でも問題になっています。

今を含めたこれからは重要で、生活排水とは離れた形で動いて、市街地の自然系の汚濁源に対する市としての独自の対策をある程度打ち出していかなければいけないと思います。

#### 【委員】

今議長が言われた数字というのは、この中から見えてこない訳です。そういう意味で一般市民から見ると自然系が7割で生活系が3割近く、それで3割をもっと減らそうと努力はいいけれども何で7割を何とかしようということを言わずに3割を何とかしようとするのか、こういう意見が市民から出てくるのではないかと思います。だから生活に関することだということがきちっと見えていると良いかと、あるいは自然を無視していませんよということをやはりどこかに明記した方が良いと感じました。

#### 【議長】会長

担当は提案として受け止めてください。

#### 【委員】

第6章ですが印旛沼の水質改善に向けて、1ページで軽く終わっているような感じがするのですが、もう少し千葉県それこそ国にも感じてもらえるようなインパクトのあるものにするという意見を書きました。生活排水のレベルではないかもしれませんが、タイトルや内容を読んだ人がびっくりする位の大げさな感じのものにして、印旛沼がどれだけ汚れているかということが分かるようにしたらよいと思います。

**【議長】会長**

委員は県のホームページの健全化会議の内容を一読したことがありますか。健全化会議の第二期行動計画に印旛沼をどうすればいいかという内容がはっきり出ています。

**【委員】**

今日の市長の話でも印旛沼をかなり気にしている訳ですよ。

**【議長】会長**

県の方でも健全化会議を通して、佐倉市独自でできるところもありますが、だいたいは流域市町が連携しなければいけないことが多い訳です。それを県が請け負っているという形です。そういう情報が入らないと言え入らないかもしれないが、アンテナの立て方も注意しなければいけないということです。例えばいかに印旛沼が汚れているということに対して印旛沼でどういったことをやるのか関心がない人は意外に少ないです。

**【委員】**

佐倉市生活排水対策推進計画(第3期)が決まって例えば広報さくらに載った時に印旛沼がどんな状況か、知っている人は知っているでしょうけど、ほとんどの人は知りません。私が仲間と話し合いをしてもワーストワンがこれだけ続いているなんて知りません。手賀沼がまだワーストワンだと思っている人もいます。それをまず知らせない限り、皆さんピリっとしないような気がします。生活排水だけではもう手に負えないでしょうけど、それにはやはり国の印旛沼に対する考え方を動かさないと印旛沼がきれいになる要素がないような気がします。

**【議長】会長**

全くその通りです。だけどそれに対する情報がないかという決してそういうことではありません。例えば印旛沼の今の汚れ、何が原因かという、基金が発行している印旛沼という本を読んでいただければ分かります。と同時に今年は公開講座で10時間に亘って印旛沼がどういうものか事粒さに話したのですが、ミレニアムセンターが満杯になる程は来ていません。それなりに努力はしているのです。アナウンスの仕方が悪いと言え悪いのかもしれませんが、市民の方もアンテナをもうちょっと高くしてもらえ



ればと思います。そこに対する啓発ですね。それをやっていかなければいけない。佐倉市だけの問題ではなく、県もそうだし特に我々は印旛沼環境基金ということですから尚更印旛沼に対する情報を流さなければいけない。それなりの努力はしていますが、一時期に比べるとむしろ右上がりじゃなく右下がりです。

**【委員】**

地道にきちっとやっていくことは当然必要ですが、少し脅かすような事も必要かと思っています。

**【委員】**

第3期計画は、諮問を受けて3月までに答申しなければいけないと思いますが、もう少し時間をかけていいのであれば今の意見などを取り入れた方が良くと思いますが、その辺りの予定を教えてください。

**【環境政策課長】**

事務局といたしましては、本日ご答申をいただいて来年1月24日に政策調整会議、その後パブリックコメントを2週間程度かけさせていただいて正式なものを3月に策定するという流れです。

確かに、生活系の汚濁というのが少なくなってきた中でなぜこれを生活に主立って作ったのかというのは、水質汚濁防止法の中で生活排水を軽減させる為に計画を作りなさいということになっています。私どもも汚れの大半を占めている自然系の汚濁について軽んじている訳ではございませんし、県の健全化会議、印旛沼の水質保全協議会また広域の印旛沼環境基金などと印旛沼そのものを浄化、啓発をおこなっていく中で、この計画については、あくまでも生活排水を主とした計画として位置づけをさせていただいております。

印旛沼全体の事につきましては、今までも啓発、講演会また子ども達を集めた印旛沼の環境学習を行っておりますので、その中でもっと強くやって行きたいと思っております。

**【委員】**

今回の計画については、ここまで形ができ上がっておりますので異議は申しませんが、そもそも論から行くとなぜ印旛沼に拘るのかというのがやはり見えてこない。佐倉市にとって印旛沼というのは、これ位の価値があるということを示すべきで、そのような展開の仕方が市民に訴える力になる気がします。これを一市民として見た場合になんとなく他人事のような感じを与えるような気がします。印旛沼をこれ位きれいにしたらあなたの方の生活にこれ位プラスになりますよ、あるいは昭和の良かった時代はこういうことで、

それが今この様になったから、あなた方の生活にこれ位マイナスが出てきますよ、そういうような書き方がいいのかな、そんな感じがします。

**【議 長】**会長

それはこの計画書に入れるのではなく、上位計画の環境基本計画の中で訴えるものです。

**【委員】**

この中にも入れていかないと響いていかないとします。

**【議 長】**会長

担当は意見として聞いてください。時間の関係もございますのでこれから審議会からの答申の取りまとめを行いたいと思います。本案件については、ご承知のとおり先月の11月20日開催の第2回審議会において事務局より説明を受け、それに対し委員のご意見、ご提案をいただき質疑応答を繰り返し、本日の審議会に提出されたものです。本案件については、審議会の意見が十分に反映しているものでありますので、答申としてはこのまま承認する形でのよろしいかという考え、もう一つの考え方としては、審議が不十分だから付帯事項を付して答申するという選択肢もあります。委員の皆様は何れの形で答申するかご意見を伺いたいと思います。ただし付帯事項を付するならば、どういふ文言にするか併せてご意見をいただきたいと思ひます。

**【委員】**

このままというのは、先ほどの修正をしたものを承認するということですね。

**【議 長】**会長

そうです。先ほどの委員から修正の箇所、やりますと言ったものに対しては、どのようにやったか十分に各委員に提示する確約をしていただく。そういう意味においてこのまま認めるということです。それでは事務局、そのように処理していただきたいと思ひます。そのまま承認するという形で進めたいと思ひます。

**【各委員】**

異議なし。

5 答 申

**【議 長】**(会長)

答申書（案）について事務局から説明をお願いします。

**【環境政策課長】**

ただいま、お配りいたしました答申(案)は、本日、市長から「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）」の策定についての諮問に対しまして、審議会の意見を回答するものでございます。それでは、読み上げます。

佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）について（答申）（案）

平成29年12月22日付け29佐環政第233号で諮問のありました標記の件について、審議を行った結果、別添「佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）」（案）のとおり了承します。

また先ほど会長からお話がありました通り本日頂きました各委員からのご意見を修正したものを月曜日に改めて送付させていただきたいと思っております。何回かやり取りをさせて頂く中で文言の誤りが大変多くて申し訳ございませんでした。もう一度事務局で確認し修正したものをお送りいたします。

**【議長】（会長）**

これで了承することよろしいでしょうか。このような形で市長へ答申したいと思っております。本来であれば答申書はこの場で市長にお渡しするものですが、先ほどお話があったように公務でいらっしゃらないということですので、後日会長の私が責任を持って市長に答申書を渡すということで了承願いたいと思っております。

今日の議題、佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）の策定についての諮問に対する審議は終了します。

**6 その他**

「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定について報告

**【議長】（会長）**

事務局から佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の報告を受けたいと思っております。

**【環境政策課長】**

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市役所も一事業所として、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出削減に取り組むための実行計画です。市役所の内部計画であるため、審議会への諮問を行うものではございませんが、市民や事業者に対しての模範を示すという意味合いを持つ

計画でもあることから、審議会に概要をご説明し、ご意見を頂戴できればと思います。

第1章 背景について、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑えることを目標としたパリ協定が2016年に発効され、これに先立ち、国の「地球温暖化対策計画」が策定されています。目標は2030年度に、国内の温室効果ガス排出量を2013年度比△26%削減するというもので、産業、業務その他、家庭、運輸、エネルギー転換の5部門ごとに削減目標を定めており、市役所を含む業務その他部門においては、△40%の削減となっています。

第2章、対象とする温室効果ガスは、市の事務事業から排出される温室効果ガスのなかで98%を占める二酸化炭素とします。

計画期間は、2018年（H30）から国の計画期間と合わせた2030年（H42）年の13年間としています。また、計画期間の中間として、2025年（H37）に、計画の進捗状況や国のエネルギー政策などを踏まえ、必要に応じた見直しを行う予定です。

第3章、現行計画期間の取組状況を記載しています。基準年度比△1%削減という目標に対して、H28年度の速報値で△2.8%が削減されている状況です。

第4章、温室効果ガスの削減目標について、国は2013年度比40%削減を目標としていますが、基準年度を直近の2016年度として計算したところ、およそ△33%となることから、こちらの数値を目標として設定します。

第5章、市の事務事業を、事務系、事業系（上下水道事業）、市民サービス系の各部門に分類し、それぞれの特性に応じた取組を定めます。

各部門共通の取組として、設備改修、設備の運用改善、エネルギーマネジメントの推進、公用車の省エネルギー対策、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入、グリーン購入の推進、ごみの減量化、職員啓発。事業部門では、施設規模の最適化や高効率な機器への更新、市民サービス部門では、運転管理と利用者への啓発などの取組を記載しています。

また、特に削減効果の大きい核となる取組を重点取組と位置づけ、ロードマップの形で短期、中期、長期の目標を設定しています。

重点取組としては、設備の高効率化の推進、公用車への次世代自動車の導入の推進、エネルギーマネジメントの推進、再生可能エネルギーの導入、公共施設マネジメントとの連携を通じた施設利用の合理化を掲げています。

第6章、市の内部に市長をトップとする推進本部を設置し、進行管理を行ってまいります。また、各年度の進捗や取組状況の評価につきましては、ホームページや環境白書での公表に加え、より客観性を高めるために第三者評価として、環境審議会へもご報告をし、意見を頂戴したいと考えております。

今後の進め方ですが、庁内各課の意見調整、政策調整会議、パブリックコメン

トを経て、今年度中に策定する予定です。最終的に策定した実行計画につきましては、来年度開催いたします次回の審議会におきまして、ご報告いたします。

【議 長】 会長

このアクションプランはいつから実際に動き出すのですか。

【環境政策課長】

計画期間は平成30年度からになります。

【委員】

地方公共団体などが事業所の一つとして国から策定を義務付けられています。大体どこも似たような事業を行っているのと同じような計画になると思います。一定のマニュアルのようなものがあるかもしれませんが、他の自治体がどのようなことをやっているのか参考にしつつ、どのようなところを減らすと効果が高いのか教えていただければと思います。

【環境政策課長】

策定段階において、各施設を抽出して省エネルギー診断を実施しています。また全施設について電気等のエネルギー使用量を算定しています。どこで削減ができるのかということですが、今後どこの市町村もそうですがこまめに電気を消すというレベルでは40%、33%という目標には届きませんので、高効率な設備への更新というものが大きなウエイトを占めてくると思います。環境サイドとしては、費用が掛かってもそういったスタンスで押していこう、また環境省の設備導入の補助事業なども最大限活用したいと思っております。

【議 長】 会長

佐倉市としてこの実行計画の目玉は何ですか。

【環境政策課長】

高効率な設備への切り替えと職員の意識啓発、施設を管理する部門との連携となっております。

【議 長】 会長

質問その他何かございましたら事務局へお願いいたします。それに対して事務局は丁寧に対応してほしいと思います。

それでは本日の審議を全て終了いたします。議事運営へのご協力ありがとうございます。

ございました。

7 閉会

事務局（環境政策課長）により閉会

（終了）